

告示

埼玉県告示第千二百九十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県羽生市大字上岩瀬字下悪土三百八十七番一の一部、三百九十七番の一部、三百九十九番の一部、四百番の一部、四百七十九番の一部、四百八十一番の一部、四百八十二番一の一部、四百八十三番の一部、四百八十四番の一部、四百八十六番の一部、四百八十七番の一部、四百八十八番の一部、四百九十一番一の一部、四百九十一番二の一部、四百九十一番三の一部、四百九十二番一の一部、四百九十三番一の一部、四百九十五番一の一部、四百九十六番一の一部、四百九十七番一の一部、四百九十七番二の一部、五百二番二の一部、五百二十六番の一部、五百二十七番一の一部、五百二十七番二の一部、五百二十八番一の一部、五百二十八番二の一部、五百二十九番一の一部、五百二十九番二の一部、五百三十番の一部、五百三十一番の一部、五百三十二番の一部、五百三十三番の一部、五百三十五番の一部、五百三十六番の一部、五百三十七番の一部、五百三十八番の一部、五百三十九番の一部、五百四十番の一部、五百四十一番の一部、五百四十二番の一部、五百四十三番の一部、五百四十四番の一部、五百六十一番二の一部、五百六十三番一の一部、五百六十四番、五百七十番二の一部、五百七十一番の一部、五百七十二番、五百七十三番の一部、五百七十九番の一部、五百八十番の一部、五百八十一番の一部、五百八十二番の一部、五百八十三番の一部、五百八十四番の一部、五百八十五番の一部、五百八十六番一の一部、五百八十六番二の一部、五百八十六番三の一部、五百八十七番の一部、五百八十八番の一部、五百八十九番の一部、五百九十番の一部、六百一番の一部、六百二番一の一部及び羽生市認定道路千二百四十七号線上上岩瀬五百七十三先から上岩瀬三百九十三先の一部）

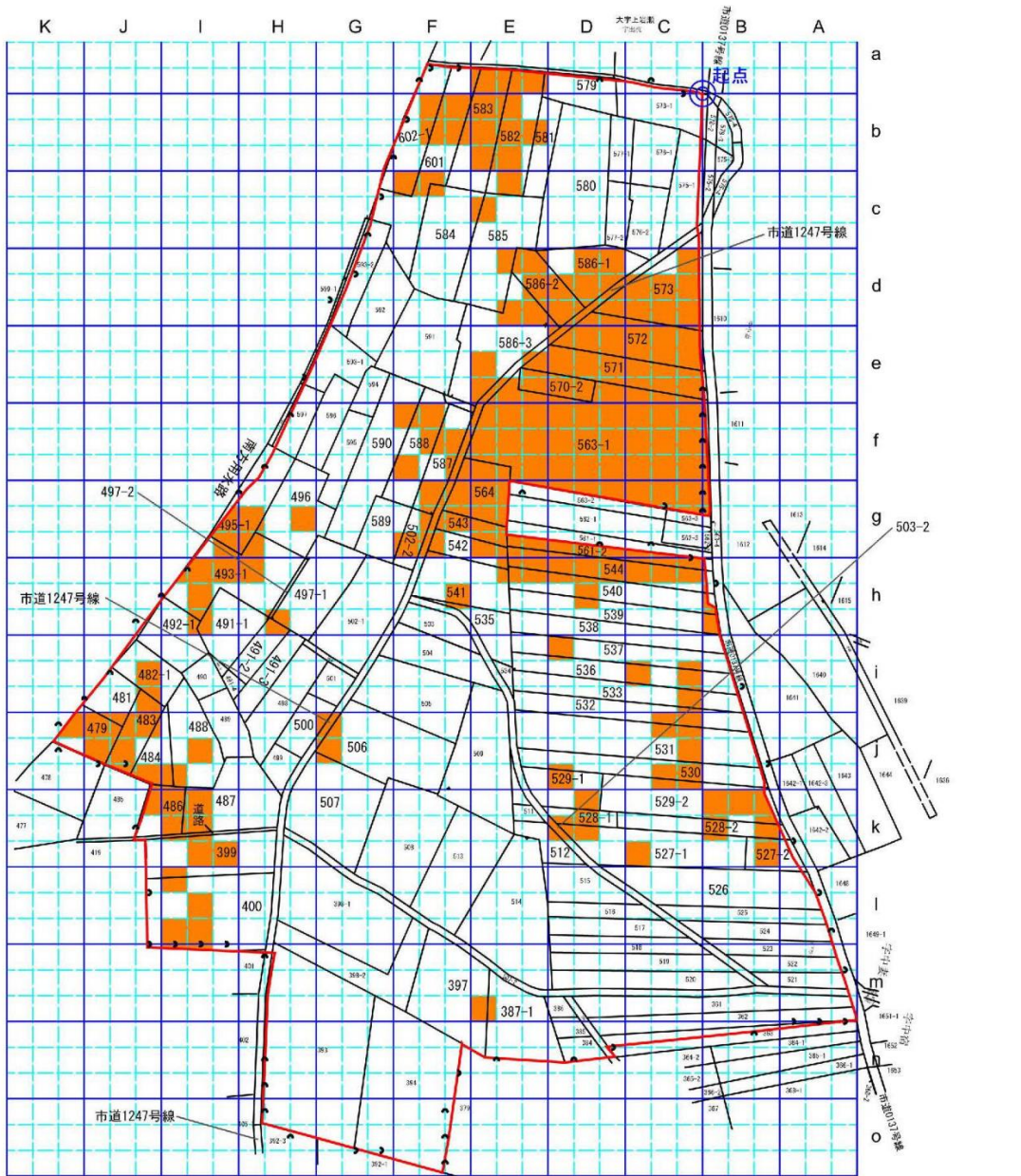
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



- : 敷地境界
- : 地番境界
- : 形質変更時届出区域に指定する区域

起点
 起点は埼玉県羽生市大字上岩瀬下悪土578
 最北端と敷地境界の交点とする

格子の回転角度
 $80^{\circ} 23' 48''$

